

東京都国際手話普及促進事業実施要綱

令和5年4月1日

4生推企第1234号

(目的)

第1 この事業は、2025年に東京で開催されるデフリンピック大会に向けて、東京都内における国際手話人口の裾野拡大を図ることを目的とする。

(補助事業)

第2 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の事業とし、その要件については別に定める。

- (1) 国際手話講習会受講費助成事業
- (2) 国際手話講習会運営事業

(補助事業者)

第3 補助の対象とする事業者（以下「補助事業者」という。）は、東京都内に事務所又は活動拠点を有する団体とし、その要件については別に定める。

(事業対象者)

第4 補助事業者は、次の要件を全て備える者に対して、事業を行う。

- (1) 外国文化及びろう文化に理解があり、国際手話の修得に熱意を有する者
- (2) 2025年に東京で開催されるデフリンピック大会において、来日するろう者等との円滑なコミュニケーションを実現する人材として、大会運営に参画する意思を有する者に限る
- (3) 東京都内に在住、在勤又は在学する者

(補助金の額)

第5 この事業における補助金の総額は、当該年度の事業予算内で定める。

2 補助金の額、補助の対象となる事業費の費目、補助金の限度額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(秘密の保持)

第6 補助事業者は、この事業に関して知り得た個人の秘密を守らなければならない。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、この補助の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。